

平成31年度 三川町住宅取得支援事業

安全で安心して暮らせる活力あるまちづくりを推進するために、町内に定住を目的として住宅を建設又は取得する方に対し、費用の一部を補助します。

補助の対象となる住宅

- 1) 町内において、自ら居住するために建設又は取得する一戸建て住宅
- 2) 事業費が100万円以上の住宅
- 3) 中古住宅については、昭和56年6月1日以降に建設された住宅。それ以前の住宅については、耐震補強(耐震診断の総合評定が1.0以上)された住宅

補助の対象者

補助の対象者は、本町に定住することを目的として住宅を建設又は取得する方で、次の1)から3)までのすべてに該当する方です。

- 1) 令和2年3月31日までに建設又は取得する住宅に転入し居住する方
- 2) 令和2年3月31日までに実績報告書を提出できる方
- 3) 申請者及び同一世帯となる家族全員が町税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していない方

補助の内容

- 1) 住宅の建設又は新築住宅の取得
 - ① 住宅の建設又は新築住宅の取得に係る費用に対し、100分の2を乗じて得た額(限度額20万円)を補助
 - ② 町内業者と契約締結する場合、100分の3(限度額30万円)を加算し補助

【参考】20,000,000円で住宅を建設又は新築住宅を購入した場合の計算例

- ① 住宅の新築工事又は新築住宅を購入した場合の補助金
 $20,000,000 \text{円} \times 2/100 = 400,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 200,000 \text{円}$
 - ② 町内業者と契約締結した場合の加算額
 $20,000,000 \text{円} \times 3/100 = 600,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 300,000 \text{円}$
- 補助金合計 ①+②=500,000円

2) 中古住宅の取得

- ① 中古住宅の取得にかかる費用に対し、100分の1を乗じて得た額（限度額10万円）を補助
- ② 町内業者と契約締結する場合、100分の1.5（限度額15万円）を加算し補助

【参考】15,000,000円で中古住宅を購入した場合の計算例

- ① 中古住宅を購入した場合の補助金

$$15,000,000 \text{ 円} \times 1/100 = 150,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{限度額 } 100,000 \text{ 円}$$

- ② 町内業者と契約締結した場合の加算額

$$15,000,000 \text{ 円} \times 1.5/100 = 225,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{限度額 } 150,000 \text{ 円}$$

補助金合計 ①+②=250,000円

※ 上記補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

補助金の申込・問合せ先

三川町役場 建設環境課 建設係

電話 0235-35-7035

Fax 0235-66-3139⑨⑨⑨⑨

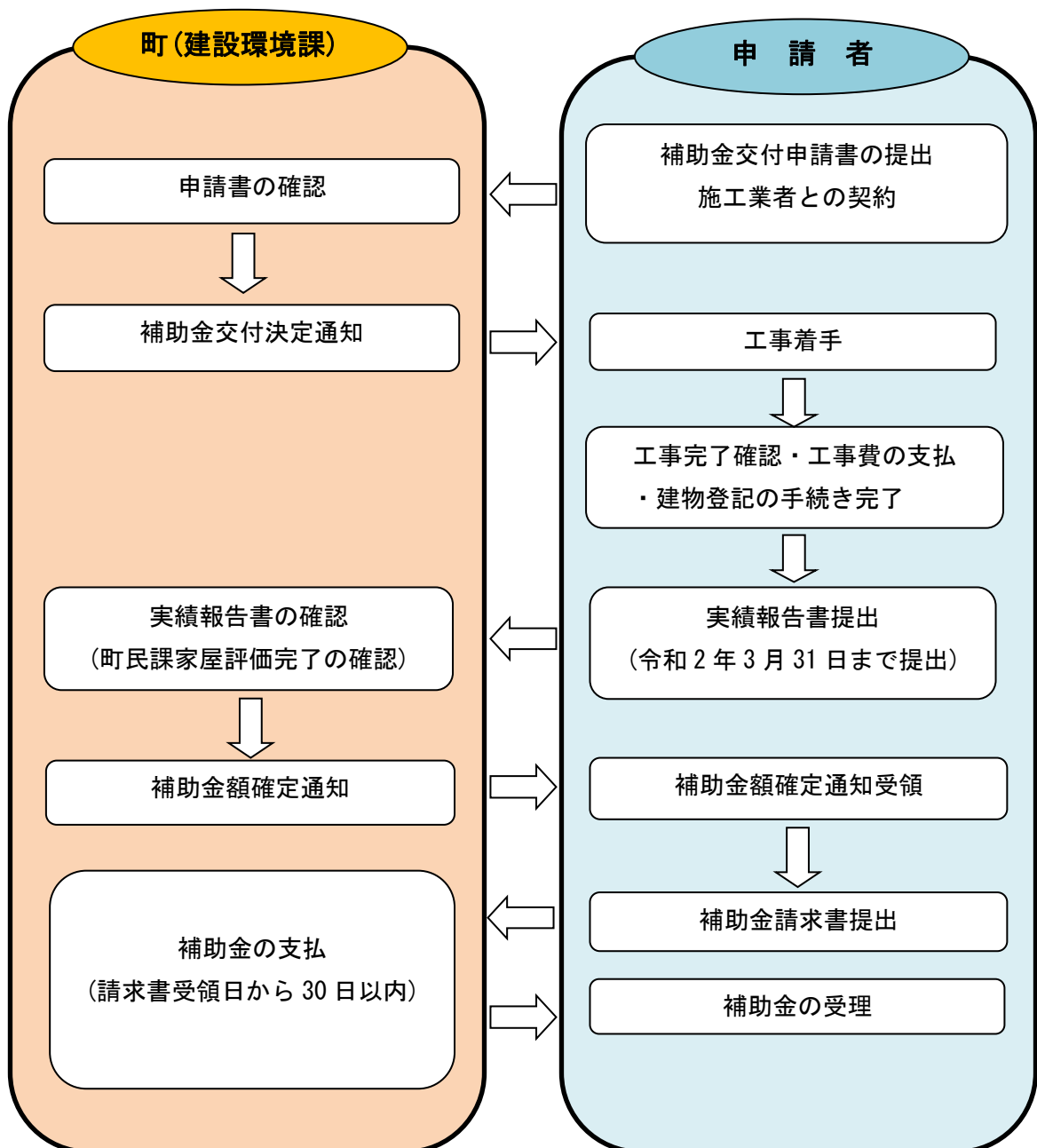
9999999999999



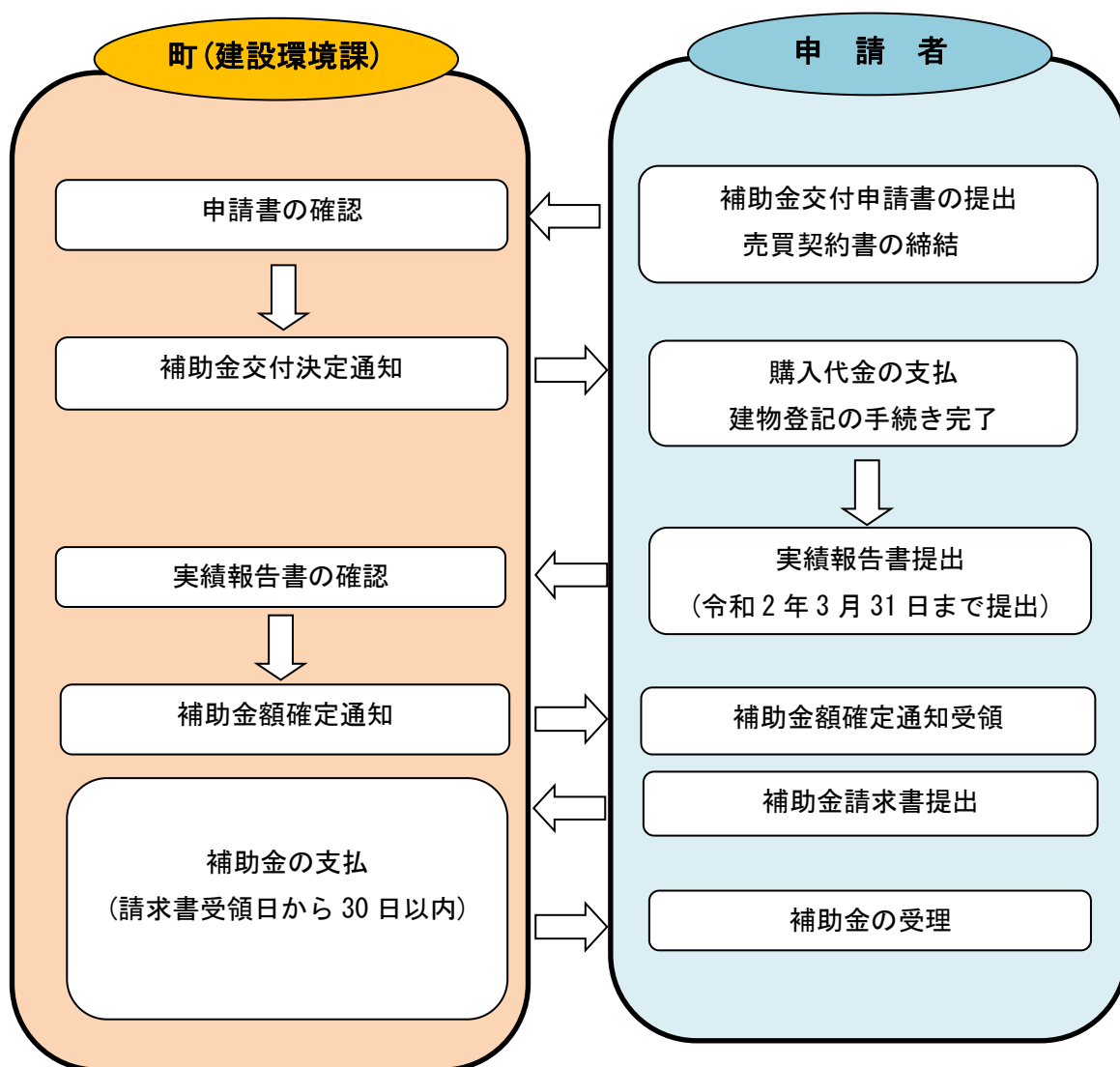
住宅取得支援事業費補助金の手続きの流れ

- ※ 事業実施前に、建設環境課に電話でアポイントを取っていただき、事前打ち合わせをお願いいたします。
- ※ 申請者以外が申請をされる際は、必ず委任状を提出してください。

住宅の建設（新築又は建替え）



新築住宅・中古住宅の購入



※ 新築住宅とは、建築後 1 年以内 (都市計画区域内の住宅は、建築基準法に規定する検査済証発効日を基準日とする。また、都市計画区域外の住宅は、建築基準法に規定する建築工事届けに記載された工期の完成予定日を基準日とする。) であって、これまで居住されたことのない住宅とします。

